

市道認定までの流れ

内容	申請者	市	留意事項	
相談受付	<p>【地元関係者との協議・同意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会関係者 ・道路の土地所有者・権利者等 ・道路の隣接者 ほか 		<p>・関係者との合意形成が必要となります。</p> <p>・道路施設の不具合箇所の修繕や道路附属物・占用物件の整理、また分筆・抵当権抹消等の対応は申請者及び関係者でお願いします。</p> <p>・現地調査のうえ、市道認定基準に基づき事前審査を行い、認定可否の判断をします。</p>	
	↓	現地調査		
	<p>【道路施設の修繕や道路附属物の整理・まとめ、登記の準備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路側溝や舗装等の修繕 ・相続、抵当権抹消等 	↓		事前審査・判断
	↓	↓		
申請	<p>【市道認定申請書の提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置図、公図、同意書等添付 	市道認定申請書の受付		
		↓	書類審査 議案提出	
市議会		市議会審査		
		↓	議決	
所有権移転		嘱託登記	<p>・道路の土地所有者から市への所有権移転登記のみを行います。</p>	
		↓		
告示		告示	<p>・決定された道路区域や道路の供用開始について、市役所の掲示板にて周知します。</p>	
		↓		
		市道認定		

※上記は基本的な手順であるため、申請内容に応じて変更があります。